

法科大学院生への経済的支援について

1. (独) 日本学生支援機構による奨学金

(1) 無利子奨学金

- ① 学力基準：大学及び大学院の成績が特に優れた学生（大学の推薦による）
- ② 家計基準：本人の収入金額合計（配偶者の収入を含む）が389万円以下（目安）
- ③ 平均貸与額：年間100万円【月5・8.8万円から学生が選択】
- ④ 返還期間：最長20年間
 - ・ 成績優秀者には返還免除制度（貸与終了者のうち、100分の30が対象。そのうち上位1/3は全額免除。以外の2/3は半額免除）……平成24年度実績：530人（法科大学院生）
 - ・ 卒業後低収入（給与所得の場合300万円以下）の場合は返還期限を猶予（平成26年度から制限年数を5年から10年へ延長）
- ⑤ 平成24年度貸与人員：3,190人（法科大学院生（8,396人）の約38%）

(2) 有利子奨学金

（在学中は無利子、返還中は低利子（平成26年3月貸与終了者：年0.82%（固定金利）、年0.20%（変動金利）。上限年3%））

- ① 学力基準：学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある学生（大学の推薦による）
- ② 家計基準：本人の収入金額合計（配偶者の収入を含む）が536万円以下（目安）
- ③ 平均貸与額：年間160万円【月額5・8・10・13・15・19・22万円から学生が選択】
（注）19万円又は22万円を選択できるのは法科大学院生のみ。
- ④ 返還期間：最長20年間
 - ・ 卒業後低収入（給与所得の場合300万円以下）の場合は返還期限を猶予（平成26年度から制限年数を5年から10年へ延長）
- ⑤ 平成24年度貸与人員：1,550人（法科大学院生の約18%）
- ⑥ 入学時特別増額貸与奨学金：入学直後の貸与月額に増額可能
【10・20・30・40・50万円から学生が選択】

※ (1) 及び (2) については、貸与基準を満たす希望者全員に貸与している。

2. 授業料減免

○ 平成 26 年度支援規模

- ・ 国立大学は学部・修士・博士で 5.4 万人分（前年度比約 0.2 万人増）を予算措置
- ・ 私立大学は学部・院を合わせて 3.9 万人分（前年度比約 0.2 万人増）を予算措置

○ 予算額の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
国立大学	225 億円	254 億円	281 億円	294 億円
私立大学	49 億円	58 億円	70 億円	81 億円

○ 対象人数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
国立大学	4.2 万人	4.8 万人	5.2 万人	5.4 万人
私立大学	3.3 万人	3.5 万人	3.7 万人	3.9 万人

3. 各法科大学院における独自の奨学金制度等

(A) 法科大学院生のみを対象とした独自の経済的支援制度を設けている法科大学院：60 校（約 82%）

- － うち給付型制度を設けている法科大学院：46 校（約 63%）
- － うち減免型制度を設けている法科大学院：21 校（約 29%）
- － うち貸与型（無利息）制度を設けている法科大学院：10 校（約 14%）
- － うち貸与型（有利息）制度を設けている法科大学院：3 校（約 4%）

(B) 上記以外に、法科大学院生も利用可能な経済的支援制度を設けている法科大学院：54 校（約 74%）

※上記は平成 25 年度実績（全 73 校）。

なお、少なくとも（A）又は（B）の一方に該当する法科大学院は 72 校（約 99%）。

各法科大学院における独自の奨学金制度等の例
(平成25年度)

	対象者	選考条件	貸与等月額
国立A大学 入学定員 240名	①25年度4月入学者(10名) ②24年度からの継続者(欠員募包含む)(15名)	①25年度に法科大学院(法曹養成専攻)に入学した者で来年度も在学を予定している者 ②24年度に受給していた者。25年度の欠員募集は「3年次既修」を対象として募集	給付 月80,000円
私立B大学 入学定員 230名	①入学試験優秀者(20名) ②原級留置者を除く全ての在學生 ③4名	①入学試験優秀者 ②原級留置者を除く全ての在學生 ③人物・学業成績共に優秀であり、かつ経済的理由により修学が困難な者。	①減免 標準授業料全額 ②給付 400,000円 ③給付 500,000円
私立C大学 入学定員 35名	①法科大学院生(各学年12名) ②法科大学院生(各学年10名) ③法科大学院生(各学年7名) ④法科大学院生(各学年10名) ⑤法科大学院生(希望者) ⑥法科大学院生(希望者)	①各学期の成績優秀者 ②人物、入試成績、経済 ③入学試験の成績優秀者 ④人物、入試成績 ⑤希望者全員(本学法科大学院が定める受給上限の範囲内) ⑥希望者全員(本学法科大学院が定める受給上限の範囲内)	①給付 半期30万円 ②給付 年額30万円 ③減免 年額100万円 ④給付 年間30万円 ⑤貸与(無利息) 月額5万円 ⑥貸与(有利息) 上記、貸与奨学金Iで足りない場合のみ、月額6、7、8、9、10万円から選択。なお、5万円までは無利子
私立D大学 入学定員 270名	①本研究科入学者選抜試験を受験し、かつ入学の意思がある者(20名上限) ②本研究科入学者選抜試験を受験し、かつ入学の意思がある者(150名上限) ③本研究科に前年度在籍し、第一種および第二種特別給付奨学金の非対象者 ④第一種～第三種特別給付奨学金の非対象者で法務研究科に在学する者 ⑤法曹として将来活躍が期待される本研究科に在籍する学生(20名程度)	①本研究科入学者選抜において特に優秀な成績を修め、かつ入学の意思がある者の中から選考した者 ②本研究科入学者選抜において特に優秀な成績を修め、かつ入学の意思がある者の中から選考した者 ③本研究科における一定期間の学業成績が特に優秀と認められる者の中から選考した者 ④第一種～第三種特別給付奨学金の非対象者で法務研究科に在学する者 ⑤本研究科に在学し当該年度末に修了予定の者で、GPAが2.90以上かつ翌年度の司法試験に出願した者	①給付 入学金を除く学費相当額(年間170万円) ②給付 入学金を除く学費相当額の半額(年間85万円) ③給付 学費相当額の半額(年間85万円) ④給付 私立大学等経常費補助金における各年度の交付基準に基づき、学校法人が別に定める金額(年間34万円 ※H24年度実績) ⑤給付 30万円
私立E大学 入学定員 30名	①2名を上限	①入学試験の成績及び面接により選考し、奨学金を貸与。また、弁護士資格を取得し、法律事務所等で3年程度の実務経験を積んだ上で、弁護士過疎地域に3年間就任した場合は、決定により、貸与金の返還を免除。	①貸与(無利息) 学費相当額を限度として最短修業年限の貸与金

獣医療提供体制整備推進総合対策事業（拡充）

【133（121）百万円】

対策のポイント

地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医学生や獣医大学に入学する高校生等に対する修学資金の貸与、獣医学生に対する臨床実習、臨床獣医師に対する卒後研修の実施により、産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

<背景／課題>

- ・22年度に策定された「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に基づき、産業動物獣医師等の確保及び質の高い獣医師の育成を図り、家畜の健康の確保、安全な畜産物の安定供給及び口蹄疫等の家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の構築を図る必要があります。

政策目標

産業動物分野に就業する獣医師の確保

<内容>

1. 事業内容

(1) 産業動物分野等への就業の推進（拡充） 105（88）百万円

- ① 地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医学生を対象として、月額10万円（私立大学の場合12万円）を限度とする修学資金を最長6年間貸与します。
- ② 地域の産業動物獣医師への就業を志す高校生等を対象として、大学に納付する費用（入学金、授業料、実習費等）を上限とする修学資金を貸与します。
- ③ 獣医学生を対象として、産業動物診療や家畜衛生行政について理解を深め、これらの分野に誘引するための臨床実習等を実施します。

(2) 卒後研修による獣医師の技術向上 27（34）百万円

- ① 新規獣医師を対象として、臨床現場における診療や家畜防疫に必要な知識・技術の習得を図るための研修を実施します。
- ② 診療獣医師を対象として、農家の生産性の向上に資する農場管理技術の修得や、口蹄疫等の家畜伝染病の発生予防、薬剤耐性菌の発生抑制等に必要な衛生管理について十分な指導が可能となるよう、臨床研修を実施します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 (1) ①及び②の事業のみ定額（1／2以内）
その他事業 定額

4. 事業実施期間 平成22年度～26年度

（お問い合わせ先：消費・安全局畜水産安全管理課（03-3501-4094））

地域の医師確保を目的とした都道府県地域枠（概要）

○【地域枠】（平成22年度より医学部定員増）

- 〈1〉 大学医学部が設定する「地域医療等に従事する明確な意思をもった**学生の選抜枠**」
- 〈2〉 **都道府県が設定する奨学金の受給が要件**
 - ※入試時に選抜枠を設定せず、入学後に学生を選抜する場合もあり
 - ※学生の出身地にとらわれず、全国から募集する場合もあり

医学教育（6年間）

奨学金の例

※貸与額及び返還免除要件については、各都道府県がその実情に応じて、独自に設定。

1. 貸与額

- 月額10～15万円
 - ※入学金等や授業料など別途支給の場合あり
 - 6年間で概ね1200万円前後
 - ※私立大学医学生等には、別途加算の場合あり
- （参考）全学部平均の学生の生活費（授業料含む）は
 国公立大学で約140万/年、私立大学で約200万/年
 出典（独）日本学生支援機構 学生生活調査（平成20年度）

2. 返還免除要件

- 医師免許取得後、下記のような条件で医師として貸与期間の概ね1.5倍（9年間）の期間従事した場合、奨学金の返還が免除される。
 1. 都道府県内の特定の地域や医療機関
 （公的病院、都道府県立病院、市町村立病院、へき地診療所等）
 2. 指定された特定の診療科（産婦人科・小児科等の医師不足診療科）

平成28年度以降、新たな医師として地域医療等へ貢献：

- ・平成22年度地域枠入学定員（313名）→平成28年に卒業見込み
- ・平成23年度地域枠入学定員（372名）→平成29年に卒業見込み
- ・平成24年度地域枠入学定員（437名）→平成30年に卒業見込み
- ・平成25年度地域枠入学定員（476名）→平成31年に卒業見込み
- ・平成26年度地域枠入学定員（500名）→平成32年に卒業見込み

地域医療再生基金の概要

【目的】

- 21年度補正予算において、地域の医師確保、救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県に基金を設置。
- 22年度補正予算において、対象地域を都道府県単位（三次医療圏）の広域医療圏における医療提供体制の課題を解決するために基金を拡充。
- 23年度補正予算において、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）のうち、津波等で甚大な被害を受けた地域を中心に基金を拡充。
- 24年度予備費を活用し、被災地（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）における医療施設の早期復旧・復興について、更なる医療復興支援が必要なため、被災県が医療の復興計画等に定める事業を支援するために基金を拡充。
- 24年度補正予算にて、地域医療再生計画に基づく事業を遂行していく中で、計画策定時（平成22年度）以降に生じた状況変化に対応するために生じる予算の不足を補うために基金を拡充。

【対象事業】

- 都道府県が策定する地域医療再生計画、医療の復興計画に基づく事業を支援

財源	予算措置額	対象地域	計画期間
平成21年度補正予算	2,350億円	二次医療圏を基本とする地域（94地域×25億円）	平成25年度まで
平成22年度補正予算	2,100億円	都道府県単位（三次医療圏） ※一次・二次医療圏を含む広域医療圏	平成25年度まで
平成23年度補正予算	720億円	被災3県（岩手、宮城、福島）	平成27年度まで
平成24年度予備費	380億円	被災3県及び茨城県	平成27年度まで （茨城県については、平成25年度まで）
平成24年度補正予算	500億円	都道府県単位	平成25年度末までに開始した事業 これまで交付した分で25年度までと していたものも同様の扱いとする。